

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで手続承継前請求人Aに対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けでした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人の亡夫である手続承継前請求人A（以下「A」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まではB工務店及びC会社に所属し、また、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まではD会社に所属し、その後、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは独立して一人親方として、それぞれ大工として石綿含有住宅関連建材を取り扱う作業に従事していた。

Aは、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断され、平成〇年〇月〇日、F診療所に転医し、同じく「肺がん」と診断された。

本件は、Aが、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をしたことから、同処分の取消しを求めた事案である。

Aは、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで棄却する旨の決定をした。

Aは、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものであるが、A

は同年〇月〇日に死亡したため、同人の妻である請求人が請求の手續を受け継ぎ、再審査を請求している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、Aの本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、Aの本件疾病は、石綿にばく露したことにより発症したものであると主張しているため、以下検討する。

(1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするため、以下、認定基準に基づいて検討する。

(2) 石綿ばく露状況

監督署長は、調査復命書記載の職歴等に基づきAが石綿ばく露作業に従事した期間を〇年〇か月であるとしている。当審査会において、改めて、一件記録を精査した結果、決定書理由に説示のとおり、Aが10年以上の期間石綿ばく露作業に従事していたものと判断する。

(3) 石綿ばく露に関する医学的事項

ア 本件疾病の原発性

Aに発症した本件疾病は、G医師、H医師、I医師及び独立行政法人労働

者健康福祉機構石綿確定診断委員会（以下「石綿確定診断委員会」という。）が、すべて原発性肺がんとしており、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、Aに発症した本件疾病は原発性肺がんと判断する。

イ 石綿肺の所見

じん肺法に定める胸部X線写真の像が第I型以上の石綿肺か否かについては、G医師、H医師、I医師及び石綿確定診断委員会が、すべて石綿肺の所見なしとしており、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、石綿肺には該当しないものと判断する。

ウ 胸膜プラークの有無

A存命中の胸部CT画像等について、G医師は、胸膜プラークの所見有りとしている。一方、H医師、I医師及び石綿確定診断委員会は、胸膜プラークの所見無しとしており、所見が分かれているところ、H医師、I医師及び石綿確定診断委員会のいずれも、胸膜プラークの判定について疑義等の意見はなく、複数の専門医が「所見無し」と明確に診断していることから、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、胸膜プラークの所見は認められないものと判断する。

なお、請求人らは、Aの解剖における肺の写真の読影をG医師に依頼したところ、同医師は胸膜プラーク有りとの意見書を提出している。当審査会としては、Aの胸膜プラーク所見について精査する必要があると判断したため、E病院に照会を行ったところ、剖検を担当したJ医師の平成〇年〇月〇日付け病理剖検診断報告書によれば、アスベスト小体、胸膜プラークともにみられなかった旨所見している。当審査会としても、一件記録を子細に検討したところ、剖検前、後において明らかな胸膜プラークの所見は認められないと判断する。

エ 石綿小体、石綿繊維の本数について

E病院から提出された肺がん手術時に摘出された組織ブロックを監督署長及び石綿確定診断委員会が専門機関に依頼して計測した結果、石綿小体、石綿繊維ともに、認定基準の定める数値に至っておらず、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、認定基準に該当しないものと判断する。

(4) 以上のことから、Aが原発性肺がんを発症したことは認められるものの、当審査会としては、石綿肺及び胸膜プラーク所見は認められず、石綿小体及び石

綿繊維の測定結果からも、肺がん発症について相当因果関係が推認できるだけの石綿ばく露があったものとは認められず、認定基準に示された認定要件を満たさないことから、Aの本件疾病は、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長がAに対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。